【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成25年9月2日

【事業年度】 第29期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

【会社名】株式会社魚力【英訳名】UORIKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中田 雅明

【本店の所在の場所】東京都八王子市石川町 2 9 6 9 番地 5【電話番号】0 4 2 (6 4 8) 8 8 6 8 (代表)【事務連絡者氏名】管理本部長兼財務経理部長 伊藤 忠彦【最寄りの連絡場所】東京都八王子市石川町 2 9 6 9 番地 5【電話番号】0 4 2 (6 4 8) 8 8 6 8 (代表)【事務連絡者氏名】管理本部長兼財務経理部長 伊藤 忠彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月28日に提出した第29期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの状況 社外取締役及び社外監査役

3【訂正箇所】

訂正箇所は 線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

- 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役

(訂正前)

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役村谷政秋氏は、他社での豊富な経験と農業協同組合を中心とした監査業務に長く携わり、豊富な知識と業務に精通しており、幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしております。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役加藤勲氏は、警視庁での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として 選任をお願いしております。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役本多広和氏は、弁護士として活動されており、当社及び当社経営陣からは一線を画しております。また、法律に関して高度な専門的知識を有しており、その立場から、またその分野から当社取締役会等において、適宜適切な発言を行っております。このようなことから、当社経営陣から独立した監督機能を有するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、東京証券取引所の定める独立役員に指定いたしております。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

(訂正後)

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役村谷政秋氏は、他社での豊富な経験と農業協同組合を中心とした監査業務に長く携わり、豊富な知識と業務に精通しており、幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしております。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役加藤勲氏は、警視庁での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として 選任をお願いしております。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役本多広和氏は、弁護士として活動されており、当社及び当社経営陣からは一線を画しております。また、法律に関して高度な専門的知識を有しており、その立場から、またその分野から当社取締役会等において、適宜適切な発言を行っております。このようなことから、当社経営陣から独立した監督機能を有するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、東京証券取引所の定める独立役員に指定いたしております。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。